

高齢者サロン等交流会助成要項

益田市社会福祉協議会

(目的)

第1条 この事業は、高齢者や障がいを持つ方の仲間づくりや孤立感の解消、閉じこもり防止や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的とするサロン等の活動が、さらに充実・発展するため、他のサロン等との交流会の開催を進め、福祉のまちづくりに資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、高齢者サロンとする。ただし、高齢者サロンと同等と特に認められる団体も対象とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、次に掲げる交流会・研修会とする。

- ①複数の高齢者サロンの交流会（世話人、利用者）
- ②高齢者サロンと地域の子ども、障がい者、高齢者等との交流会
- ③複数の高齢者サロンの主催、又は参加による交流会
- ④市外の高齢者サロン等との交流会

(助成金の額等)

第4条 助成は、交流会の開催に要する経費として、予算の範囲内で助成する。

- 2 助成額は、年1回以上の交流会開催に対し、年40,000円を限度とし、対象経費は別表1とする。
- 3 助成金は、複数の高齢者サロン等が合同で実施及び交付申請する場合には、代表となる高齢者サロン等に対して助成する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする団体（以下、「助成申請団体」という。）は、高齢者サロン等交流会助成申請書（様式第1号）と高齢者サロン等交流会実施計画書（様式第1-1）と高齢者サロン等交流会収支予算書（様式第1-2）を別表2の定める申請書提出期限までに、益田市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）に提出するものとする。

(助成決定・請求)

第6条 社協は、助成の可否及び助成額について審査を行い、高齢者サロン等交流会助成金交付決定通知書（様式第2号）にて通知する。

- 2 決定を受けた助成申請団体は、高齢者サロン等交流会助成金請求書（様式第3号）を社協に提出する。

(助成事業の変更)

第7条 助成決定後、やむを得ない理由により事業を変更したいときには、助成事業変更申請書（様式第4号）と必要に応じて高齢者サロン等交流会実施計画変更書（様式第4

－ 1) 高齢者サロン等交流会実施予算変更書(様式第4－2)を、事業実施前に社協に提出する。

(事業完了報告)

第8条 事業実施後は、事業完了または年度終了後30日以内に高齢者サロン等交流会実績報告書(様式第5号)と高齢者サロン等交流会実施報告書(様式第5－1)、高齢者サロン等交流会収支決算書(様式第5－2)に領収書の写し等の必要書類を添付し、社協へ提出する。

(その他)

第9条 この要項に定めるものの他、助成手続きに関する事等必要な事項は社協会長が別に定める。

付 則

- 1, この要項は、平成22年5月1日から実施する。
- 1, この要項は、平成26年4月1日から実施する。
- 1, この要項は、平成27年4月1日から実施する。

別表 1

高齢者サロン等交流会助成対象経費

1. 対象とする経費：介護予防と健康増進のために活用される経費

項目	助成対象経費 具体例
活動報償費	講師・指導者などに対する協力へのお礼（講師旅費を含む）
会場使用料	事業を実施するための会場使用料など
修繕費	活動場所拠点の整備など
備品費	事業をするために必要な備品（例：ゲーム用品・ポット・食器等）
需用費	事務用品・事業用消耗品費（材料費）事業に係る切手・電話代など 活動事業に必要な肥料・苗・用具等 勉強（健康食作り）のための調理実習の食材料費
燃料費	事業の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料やチラシ作成費等
水道光熱費	電気、ガス、水道代（例：公民館エアコン代）
貸借料	事業を実施するための会場使用料や機器の借上げ料など（例：視察研修のためのバス借り上げなど）
その他	事業の実施に必要であると特に社協会長が認めたもの。

※対象経費については、サロン事業に係わるものとする。

2. 対象とならない経費：介護予防や健康増進ではなく娯楽・遊興的要素がつよいもの

項目	助成対象とならない経費
活動報償費	主催関係者への謝金など
旅費	参加者旅費・宿泊費
使用料及び貸借料	参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料等 観光目的のためのバス借り上げ等 （※娯乐的な要素がつよい経費）
会議費	参加者の飲食代（お茶菓子・お茶代・お弁当等） 参加者の慶弔に関する経費
消耗品費	参加者への景品やプレゼント
損害保険料	サロンに係わるボランティアは、個人が加入するもののため、活動助成金対象外とする。 ※ボランティアが活動保険加入時には、社協より一部補助もある。

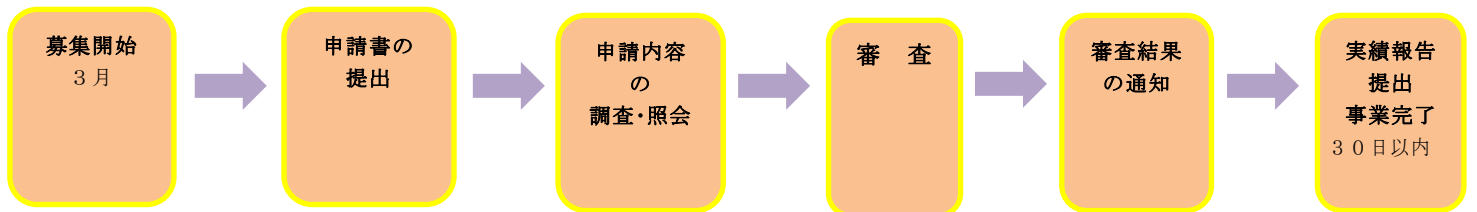
※参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料については、参加者の会費等にて使用することができる。飲食代や慶弔に関する経費についても同様である。

別表 2

高齢者サロン等交流会助成申請書提出について

	申請書提出期限日	審査	審査結果通知
第 1 回目募集	4 月 2 2 日 (月)	5 月上旬～中旬	5 月中旬～下旬
第 2 回目以降	随 時	通常 2 ～ 3 週間位	

高齢者サロン等交流会助成の流れ



※申請書を受けて、審査を実施して審査結果通知まで通常 2 ～ 3 週間位かかります。

※ゴールデンウィーク・お盆・年末年始などが近い場合は、特に決定までに時間が掛かります。